

開発行為許可等申請手数料表

○開発行為許可申請手数料

1. 当初申請の場合

（法第29条又は法第34条の2）

開発行為の種類	開発区域の面積	手数料
(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為 (自己の居住用)	0.1ha未満	11,000 円
	0.1ha以上～ 0.3ha未満	26,000
	0.3ha以上～ 0.6ha未満	51,000
	0.6ha以上～ 1.0ha未満	103,000
	1.0ha以上～ 3.0ha未満	156,000
	3.0ha以上～ 6.0ha未満	204,000
	6.0ha以上～ 10.0ha未満	264,000
	10.0ha以上のとき	360,000
(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為 (自己の業務用)	0.1ha未満	15,000 円
	0.1ha以上～ 0.3ha未満	36,000
	0.3ha以上～ 0.6ha未満	78,000
	0.6ha以上～ 1.0ha未満	107,000
	1.0ha以上～ 3.0ha未満	175,000
	3.0ha以上～ 6.0ha未満	237,000
	6.0ha以上～ 10.0ha未満	299,000
	10.0ha以上のとき	576,000
(3) その他の開発行為 (非自己用)	0.1ha未満	103,000 円
	0.1ha以上～ 0.3ha未満	156,000
	0.3ha以上～ 0.6ha未満	240,000
	0.6ha以上～ 1.0ha未満	312,000
	1.0ha以上～ 3.0ha未満	468,000
	3.0ha以上～ 6.0ha未満	612,000
	6.0ha以上～ 10.0ha未満	792,000
	10.0ha以上のとき	1,044,000

2. 変更申請の場合

（法第35条の2）

変更理由		手数料
(1) 設計の変更（(2)を除く）	開発区域の面積に応じて上表に規定する額の1/10	} (1)+(2)+(3)
(2) 新たな土地の区域の編入による変更（第30条第1項第1号～4号に掲げる事項の変更）	新たに編入される面積に応じ、上表に規定する額	
(3) その他の変更	9,200 円	

ただし、(1)+(2)+(3)の合計が1件104万4千円を超えるときの手数料は104万4千円とする。

○建築物の特例許可申請手数料

(法第41条第2項ただし書)

建築物の敷地、構造および設備に関する制限の特例	市長が建築物の形態制限区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認め、または公益上やむを得ないと認めた場合	50,000 円
-------------------------	---	----------

○予定建築物等以外の建築等許可申請手数料

(法第42条第1項ただし書又は第2項)

開発許可を受けた土地における建築等の制限許可	用途地域が定められているとき、又は市長が利便の増進上若しくは開発区域及び周辺市域における環境保全上支障がないと認められる場合	28,000 円
------------------------	--	----------

○開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料

(法第43条第1項又は第3項)

建築の種類	敷地の面積	手数料
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等の行為	0.1ha未満	8,900 円
	0.1ha以上～ 0.3ha未満の場合	20,000
	0.3ha以上～ 0.6ha未満	40,000
	0.6ha以上～ 1.0ha未満	70,000
	1.0ha以上の場合	96,000

○開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料

(法第45条)

承認申請の書類		手数料
(1)主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う場合	自己用居住または1ha未満自己用業務	2,300 円
(2)主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う場合	1ha以上自己用業務	3,500 円
(3) (1)及び(2)以外の場合	非自己用	18,000 円

○開発登録簿の写しの交付手数料

(法第47条第5項)

用紙1枚につき	600 円
---------	-------

注 開発登録簿とは(開発登録簿(調書)と土地利用計画図)

○開発許可不要証明書交付手数料

1件につき	5,500 円
-------	---------